

「令和8年度仙台若者未来フォーラム企画運営業務」

「令和8年度仙台若者未来フォーラム企画運営業務 公募型プロポーザル実施要領」9(3)に基づき、本業務への質問に限り回答を掲載いたします。

No.	項目	質問内容	回答内容
1	仕様書 P5 (5)協賛企画書の作成及び協賛の募集	協賛について、「資金協賛の場合は協賛者がその全額を直接本市へ納入し、本市と受託者の協議のうえ、変更契約により事業費に充当できる場合がある。」とあるが、協賛資金が今回公示されている予算の追加予算という取り扱いで企画内容を検討しても問題ないか。	資金協賛による追加予算を見込んだ企画内容を提案いただくことは可能です。ただし、「公募型プロポーザル実施要領」5に定める提案上限額(1,904千円)の範囲内で確実に実施する内容と、資金協賛が得られた場合に追加で実施する内容を明確に区別して記載してください。なお、資金協賛による追加予算には上限があります。
2	仕様書 P5 (5)協賛企画書の作成及び協賛の募集	本業務に関連して、企業等から資金協賛をいただく場合、当該協賛金の取扱い(委託費との関係性)についてご教示ください。 特に、協賛金を含めた事業全体の実施規模が、委託上限金額を上回る場合の可否について、市としての考え方をご教示いただけますと幸いです。	資金協賛を含めた事業全体の規模が委託上限金額を上回ることは差し支えありません。本市としての考え方および手続きは以下のとおりです。 ・ 契約の締結: 当初契約は、「公募型プロポーザル実施要領」5に定める提案上限額(1,904千円)の範囲内(採択された見積額)で締結します。 ・ 協賛金の扱い: 協賛金が本市に納入された後、本市との協議により、契約変更により委託料を協賛金の範囲内で増額します。なお、資金協賛による追加予算には上限があります。 ・ 提案上の注意: 提案上限額(1,904千円)の範囲内で確実に実施する内容と、資金協賛が得られた場合に追加で実施する内容を明確に区別して記載してください。
3			
4			
5			